

## (仮称)中小企業の活性化の推進に関する条例の構成

- ◎前文
- ・中小企業の果たしてきた役割の重要性と本県の特色
  - ・中小企業の活性化の意義
  - ・中小企業を取り巻く状況
  - ・条例を制定する目的

- ◎目的 中小企業の活性化を図り、もって本県の経済および社会の発展に寄与する

### ◎基本理念

- 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動の尊重
- 家族経営その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業の経営規模が勘案されること
- 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- ものづくり産業の集積、環境の保全のための取組その他の本県の特色が生かされること
- 県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関の連携および協力が図られること

### ◎関係者の役割、責務

- 県の責務
- 中小企業者の努力
- 中小企業に関する団体の役割
- 大企業者の役割
- 大学その他の教育研究機関の役割
- 金融機関の役割
- 県民の理解および協力

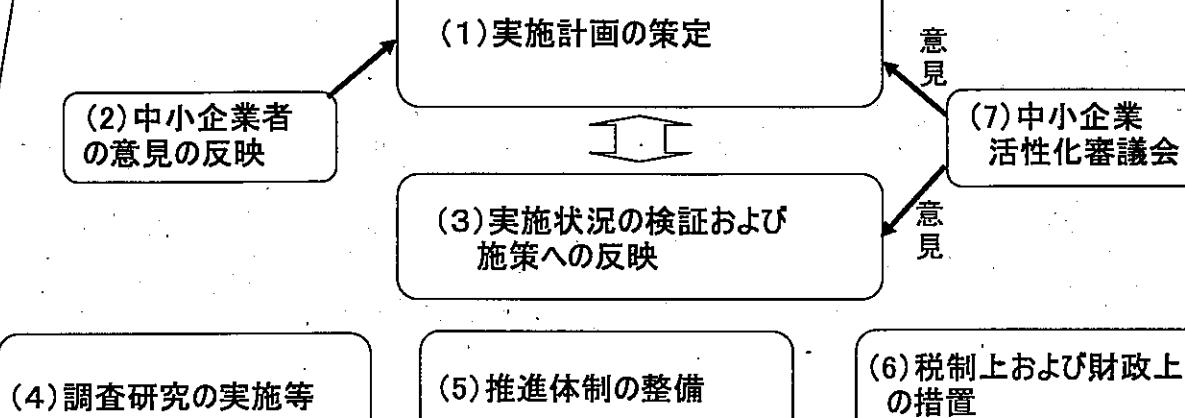
### ◎基本的な施策

- (1)中小企業による先進的な取組の円滑化
- (2)中小企業の経営基盤の強化
- (3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

### ◎連携および協力の推進

- (1)県は、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進
- (2)中小企業者および関係団体等は、施策の実施に協力するよう努める

### ◎施策の推進のための措置



# 中小企業の振興のための条例の検討状況について

中小企業の振興のための条例について、次のように検討を進めている。

## 1. 題名

(仮称) 中小企業の活性化の推進に関する条例

## 2. 前文

- 中小企業の果たしてきた役割の重要性と本県の特色
- 中小企業を取り巻く状況
- 中小企業の活性化の意義
- 条例を制定する目的

## 3. 目的

- 中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにする
- 中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
- これらにより、中小企業の活性化を図り、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする

## 4. 定義

### (1) 中小企業者

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するもの

### (2) 中小企業の活性化

- 中小企業による先進的な取組が促進されること
- その経営基盤が強化されること
- 産業分野の特性に応じた中小企業の活動が活発に行われること
- これらにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある成長発展が図られること

### (3) 大企業者

- 中小企業者以外の事業者であって、県内に事務所または事業所を有するものの

#### 4. 基本理念

- 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- 家族経営その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業の経営規模が勘案されること
- 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- ものづくり産業の集積、環境の保全のための取組その他の本県の特色が生かされること
- 県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関の連携および協力が図られること

#### 5. 関係者の責務、役割

##### (1) 県の責務

- 中小企業活性化施策を総合的に策定し、実施する
- 中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等および国との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行う
- 市町との連携に努めるとともに、市町が中小企業活性化施策を策定し、実施するために必要な情報の提供、助言、支援または調整を行う

##### (2) 中小企業者の努力

- 経済的・社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努める
- 地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努める

##### (3) 中小企業に関する団体の役割

- 中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努める

##### (4) 大企業者の役割

- 中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入などにより、中小企業の活性化に資するよう努める

##### (5) 大学その他の教育研究機関の役割

- 中小企業者の研究開発、新規事業の創出、人材の確保・育成に対する支援などにより、中小企業の活性化に資するよう努める

#### (6) 金融機関の役割

- 中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援などにより、中小企業の活性化に資するよう努める

#### (7) 県民の理解および協力

- 中小企業の活性化が、地域の経済・社会の発展に寄与することについての関心および理解を深める
- 中小企業者が供給する物品の購入などにより、中小企業の活性化に資するよう努める

### 6. 基本的な施策

#### (1) 中小企業による先進的な取組の円滑化

- 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援などによる、当該分野における中小企業の参入と事業活動の促進
- 地域の実情や特性を踏まえた商品・役務の開発に対する支援、その利用の推進などによる、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進
- 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進などによる、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進

#### (2) 中小企業の経営基盤の強化

- 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備などによる、中小企業の事業活動を担う人材の確保・育成
- 資金の供給の円滑化、経営改善・危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援などによる、中小企業の経営の安定および向上
- 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援などによる、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進
- 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信などによる、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進

### (3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

- 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進などによる、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大
- 商店街における顧客その他の県民の利便の増進を図るための環境の整備、商店街における創業の促進などによる、商店街への来訪者の増加等を通じた中小企業の事業機会の増大
- 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進などによる、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大
- その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の促進

## 7. 連携および協力の推進

- 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、異分野の事業者の交流機会の提供、共同研究の実施に対する支援などにより、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進する
- 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努める

## 8. 施策の推進のための措置

### (1) 実施計画の策定

- 毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画を策定
- 実施計画を定めるに当たり、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴取
- 実施計画を定めたときは、これを公表

### (2) 中小企業者等の意見の反映

- 実施計画の策定その他施策の立案および推進に当たり、中小企業者等の意見を反映できるような措置を講じる

### (3) 実施状況の検証および施策への反映

- 毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく公表
- 検証の実施に当たっては、中小企業活性化審議会への意見を聴取
- 検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努める

**(4) 調査研究の実施等**

- 中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努める

**(5) 推進体制の整備**

- 中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備

**(6) 税制上および財政上の措置**

- 中小企業活性化施策を推進するため、必要な税制上および財政上の措置を講ずるよう努める

**(7) 中小企業活性化審議会**

- 県に、中小企業活性化審議会を設置
- 審議会は、実施計画の策定、施策の検証について調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を審議
- 審議会は、中小企業の活性化に関し、知事に意見を述べることができる